

新潟市ラーメンプロモーション業務委託に係る業者選定実施要領

1 事業概要

- (1) 事業名 新潟市ラーメンプロモーション業務
- (2) 事業内容 別紙「新潟市ラーメンプロモーション業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和7年3月21日（金）
- (4) 事業主体 新潟市
- (5) 委託金額 上限7,100,000円
消費税及び地方消費税を含み、消費税は10%で計算すること。
- (6) 業者選定 公募型プロポーザル方式とし、審査基準に基づき企画提案書による提案内容及び見積金額の総合評価により選定する。
- (7) 公示期日 令和6年3月26日（火）

2 企画競争参加要件

提案者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者、又は市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者で下記の書類を参加表明書提出時に提出できる者。

<提出書類>（①～④については写しの提出を可とする）

- ① 登記事項証明書
 - ② 直近の決算報告書
 - ③ 市町村税の納税証明書（新潟市に本社又は支店、営業所等がある場合）
 - ④ 国税の納税証明書（その3の3）
 - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式5】
- (3) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、新潟市の競争入札参加有資格者指名停止等措置要領等の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。同入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
 - (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独または他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ア 共同企業体は3社以内で構成されていること。
 - イ 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - エ 共同企業体は代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

3 提案書に係る質問

本プロポーザルに係る質問の受付及び回答は下記のとおりとし、電話等による口頭での質問は受け付けない。

- (1) 質問提出期限 令和6年4月8日(月)午後3時00分必着
- (2) 質問受付方法 【様式1】質問書により、持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法による
- (3) 回答日時及び方法 令和6年4月10日(水)中に市ホームページへ掲載します。
なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなします。
- (4) 受付窓口 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市役所 観光・国際交流部 観光推進課
FAX: 025-228-6188
E-mail: inbound@city.niigata.lg.jp
- (5) 受付しない項目 ①評価基準の配点に関する質問
②他の応募者に関する質問

4 参加表明書提出

- (1) 提出期限 令和6年4月15日(月)午後5時00分必着
- (2) 提出方法 郵送・宅配便または窓口へ持参で提出
- (3) 提出窓口 3.(4)受付窓口と同じ
- (4) 提出書類 【様式2】参加表明書(単独で参加する場合にあっては【様式2-1】、共同企業体で参加する場合にあっては【様式2-2】)
【様式3】共同企業体協定書兼委任状(共同企業体で参加する場合のみ)
※新潟市入札参加資格者名簿に登録されていない者にあっては、上記のほか、同名簿の登録要件を満たすことを証する書類を提出すること。
- (5) その他 参加表明書を提出後に辞退する場合は、【様式4】参加辞退届出書を令和年6月4日16日(火)午後5時までに提出すること。

5 企画提案書作成・提出

- (1) 提出期限 令和6年4月19日(金)午後3時00分必着
- (2) 提出方法 郵送・宅配便または窓口へ持参で提出
- (3) 提出窓口 3.(4)受付窓口と同じ
- (4) 提出書類 ①企画提案書(様式任意):8部(正本1部、副本7部)
企業名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。
②類似業務実績1部(様式任意)
③概算見積書1部(様式任意)
- (5) その他 ・提出期限までに提出窓口へ到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても選定されない。
・提出後の案の差替え(追加及び変更等)は、提出期限までの間に限り認める。

6 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりであり、極力具体的に示し、かつ、可能な限り簡素化

することとし、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるようにするものとする。

(1) 事業全体のコンセプトおよびデザイン

ア コンセプト

業務の目的に対する考え方、企画コンセプト、編集方針、パンフレット・新潟ラーメンガチャ（以下ガチャという）の名称

イ デザインイメージ

パンフレットの表紙、ページイメージ（任意の内容）、ガチャイメージ、デザインの基本方針、期待されるデザイン効果など

(2) パンフレットの制作方向性

表題、全体構成の考え方、規格、ページネーション、掲載項目、掲載施設、掲載店舗選定基準

(3) ガチャ企画の制作方向性

企画概要、設置予定箇所、想定販売数、インセンティブの内容など

(4) プロモーション業務

ターゲット、掲載媒体、広告効果、実施時期など

(5) 効果測定

事業の成果指標、設定根拠、測定方法など

(6) 自由提案

仕様書で示す以外に、本業務の目的達成に資すると思われる独自の提案

(7) 業務計画（スケジュール）

業務実施にあたっての全体スケジュール

(8) 業務の実施体制

・組織の概要

企業名、代表者名、本社及び営業拠点所在地、資本金、設立年月日、従業員数、業務内容 等

・業務の運営体制

運営体制図、班編成、責任者・担当者氏名、所属、役職、担当業務経験年数 等

7 企画提案書の評価基準

別添「新潟市ラーメンプロモーション業務委託に係る委託業者の選定評価基準」のとおり

8 委託候補者の選定

(1) 審査委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、審査委員会が行う。審査委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 審査方法

ア 審査委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 審査委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。

ウ プレゼンテーション審査の出席者は統括責任者を含め最大3名までとする。

エ プレゼンテーション審査の時間は、1社あたり25分（説明15分、質疑10分）を予定している。応募者数が5社を超える場合は、書類選考の後、プレゼンテーション審査を実施することとする。

オ 別添「新潟市ラーメンプロモーション業務委託に係る委託業者の選定評価基準」に基づき、採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点

が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定される。また、市が定める基準を満たす企画提案がなかった場合は、再度企画競争を行う。

カ 提案者が1者のみであった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を委託候補者とする。

(3) 審査結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く、各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 競争の実施に際しての留意事項

(1) 本事業については、1社につき1提案のみとする。

(2) 企画提案書を提出したもののうち、企画提案書を選定した応募者に対しては、当該企画提案書を選定した旨を書面により通知するものとする。また、企画提案書を選定しなかった応募者等に対しては、当該企画提案書を選定しなかった旨を書面により通知するものとする。

(3) 選定された場合は、当市と十分協議しながら事業を進めることとするが、選定された企画提案書の内容については、変更・修正する場合がある。また、協議により当市から指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、当市は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(4) 本契約により制作された制作物の著作権は、新潟市に帰属するものとする。

10 契約に関する基本的事項

(1) 委託業者の決定

① 選定委員会で決定した最も優れた提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。

② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(2) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

(3) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

(5) 支払い条件

本事業完了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受領してから30日以内に代金の支払いを行う。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。
- (4) 提案者の失格
次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ①提案書を提出期限日時までに提出しなかった者。
 - ②本公募の公開以降、選考委員会による選定が終了するまでの間に、選考委員に不当な接触を行った者。
 - ③提案書類に虚偽の掲載をした者、または本要領に違反する表現をした者。
- (5) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであるが、契約手続きの完了までは、契約関係を生じるものではない。
- (6) 受託者の名称は公表できるものとする。
- (7) 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。
- (8) 「ガチャ®」は株式会社タカラトミーアーツの登録商標です。

※スケジュール

実施日時	内容
令和6年 3月26日（火）	公募開始（市ホームページに掲載）
令和6年 4月 8日（月）午後3時まで	質問書提出期限
令和6年 4月10日（水）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
令和6年 4月15日（月）午後5時まで	参加表明期限
令和6年 4月19日（金）午後3時まで	提案書提出期限
令和6年 4月22～23日（予定）	選定委員会（提案審査）
令和6年 4月末頃	審査結果通知

以上